平成２６年（フ）第１０号
秋田県能代市字寿域長根２番地12
債務者　藤島　良明
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第４９号
川崎市中原区新丸子東２丁目906番地　菅原方、前住所横浜市港北区樽町３丁目10番21号401号
債務者　伊藤　　久
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　博毅
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
静岡市清水区蒲原４丁目15番29号
債務者　戸塚　勝夫
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６号
静岡市清水区蒲原４丁目15番29号
債務者　戸塚　晴久
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８号
横浜市磯子区中原１丁目12番９号
債務者　重松　宏幸
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
神奈川県座間市相武台４丁目４番26―303号　藤和相武台コープⅡ
債務者　松田マリ子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８号
岐阜県下呂市御厩野527番地
債務者　日下部武幸
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月19日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
富山県氷見市窪3283番地37
債務者　池永　正嗣
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛治　富夫
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月５日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７４号
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目16―21　クラッシュハウス船岡202、住民票上の住所福岡県田川郡福智町弁城1053番地３
債務者　原　　正春（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５号
宮城県柴田郡柴田町西船迫３丁目10番地６　コーポきいちご103号
債務者　佐藤　孝宜
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１０８号
福岡市博多区諸岡３丁目４番16―203号
債務者　富安　勇童
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６号
岩手県気仙郡住田町世田米字小股41番地８、前住所千葉県松戸市新松戸５丁目123番地の１　スカイパーク新松戸203号
債務者　遠藤妃佐子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第５号
三重県伊勢市小俣町元町1523番地　グラバーハウス201号、前住所三重県伊勢市小俣町明野407番地８
債務者　加藤　利恵
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６号
三重県志摩市阿児町安乗400番地３
債務者　石井　雄歩
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１５７６号
さいたま市大宮区大成町１丁目563番地１　オーパーアンドオーマー102
債務者　阿泉　一也
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０２号
埼玉県桶川市泉２丁目19番50号　１―105号
債務者　加藤英里子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係